

# 青森県報

第三千三百十三号

平成二十二年  
十一月十日  
(水曜日)

## 目次

障害福祉サービス事業者の指定	（障害福祉課）	一
飼料の試験の結果の概要	（畜産課）	一
保安林の指定	（林政課）	二
保安林の指定解除	（同）	三
使用の許可に係る漁港施設の指定	（漁港漁場整備課）	三
道路の区域の変更	（道路課）	四
道路の供用の開始	（同）	五
水域施設等の建設の変更の届出	（港湾空港課）	五
公告		
地域森林計画の案の縦覧	（林政課）	六
地域森林計画の変更案の縦覧	（同）	六
特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示	（港湾空港課）	七
右 同	（同）	七
建設業者の許可の取消し	（東青地域民局）	七

## 告 示

青森県告示第七百五十五号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十二年十一月十日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービスを行う事業所	指定期日
社会福祉法人 社会福祉会 つがる市森田町三の二	生活介護	多機能型事業所「いわきの里」 弘前市大字十面の	平成三二・一
社会福祉法人 社会福祉会 つがる市森田町三の二	就労移行支援	多機能型事業所「いわきの里」 弘前市大字十面の	"
社会福祉法人 社会福祉会 つがる市森田町三の二	就労継続支援B型	多機能型事業所「いわきの里」 弘前市大字十面の	"
株式会社すまいる介護 弘前市大字水木の	居宅介護	株式会社すまいる介護 弘前市大字水木の	"
株式会社すまいる介護 弘前市大字水木の	重度訪問介護	株式会社すまいる介護 弘前市大字水木の	"

青森県告示第七百五十六号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第五十六条第一項の規定により平成二十二年九月八日、同年十月七日及び十二日収去させた飼料の試験の結果の概要は、次のとおりであるので、同条第七項の規定により公表する。

平成二十二年十一月十日

青森県知事 三 村 申 吾

製造事業場等の 名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造年月	試験結果の概要										違反の内容			
				粗たん白質 %	粗脂肪 %	カルシウム %	リン %	粗繊維 %	粗灰分 %	揮発性窒素 %	水溶性窒素 %	消化率 %	T D N %		M E kcal/kg	その他 の査 水分 %	
伊藤忠飼料株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字 海岸24の6	同左	IC後期NY	22.9	19.0	6.9	0.84	0.56	2.0	4.6	-	-	-	-	3,200	13.0		
		ノーサン印種豚飼育用配合飼料 フーズS	22.9	15.5	3.4	0.89	0.53	2.9	5.0	-	-	-	-	-	74.0	13.8	
		ホワイト後期ITC	22.9	18.8	8.0	0.87	0.56	1.6	4.5	-	-	-	-	3,320	12.9		
みちのく飼料株式会社 八戸市大字河原木字 海岸24の9	同左	日清丸紅印 肉牛用配合飼料 ひかる後期	22.10	13.4	3.9	0.39	0.50	3.0	4.3	-	-	-	-	-	74.2	13.2	
		RFクロス	22.10	12.5	4.3	0.38	0.56	5.0	4.4	-	-	-	-	-	72.3	13.5	
		RFビーフ翔	22.10	12.4	3.8	0.33	0.50	4.8	4.0	-	-	-	-	-	73.6	12.9	
北日本くみあい飼料株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字 海岸24の7	同左	くみあい配合飼料 かあーちゃん05	22.9	16.8	2.9	0.93	0.86	5.3	7.5	-	-	-	-	-	69.1	12.9	
		くみあい標準配合飼料 ハコニチツクZK後期	22.9	15.9	3.4	0.96	0.64	2.4	5.4	-	-	-	-	2,820	11.5		
		くみあい配合飼料 ニコーククテナイア	22.10	19.2	5.9	0.85	0.61	1.3	5.1	-	-	-	-	-	81.1	10.5	

注 試験結果の概要の欄中栄養成分に関する検査にあっては、個別検査項目別に分析結果を示し、違反の内容の欄に表示成分量に対する過不足量等を示す。

青森県告示第七百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のとおり森林を保安林として指定するのび、同法第三十二条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成二十二年十一月十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 保安林の所在場所
  - 八戸市大字金浜字上平山の一、二、三、一、一五の八、一五の一四、一五の二四、字下山二九の一
- 二 保安林指定の目的
  - 干害の防備
- 三 指定施設要件
  - (一) 立木の伐採の方法
    - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び八戸市役所に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第七百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり森林について保安林の指定を解除するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成二十二年十一月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林の所在場所

西津軽郡深浦町大字北金ヶ沢字小童子山一の一六六・一の二二七・大字関字豊田

一八三の四二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 保安林解除の理由

農道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を青森県農林水産部林政課及び深浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第七百五十九号

青森県漁港管理条例（昭和三十八年十月青森県条例第五十七号）第九条第一項第一号に規定する指定施設を次のとおり指定する。

平成二十二年十一月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 漁港の名称及び指定施設

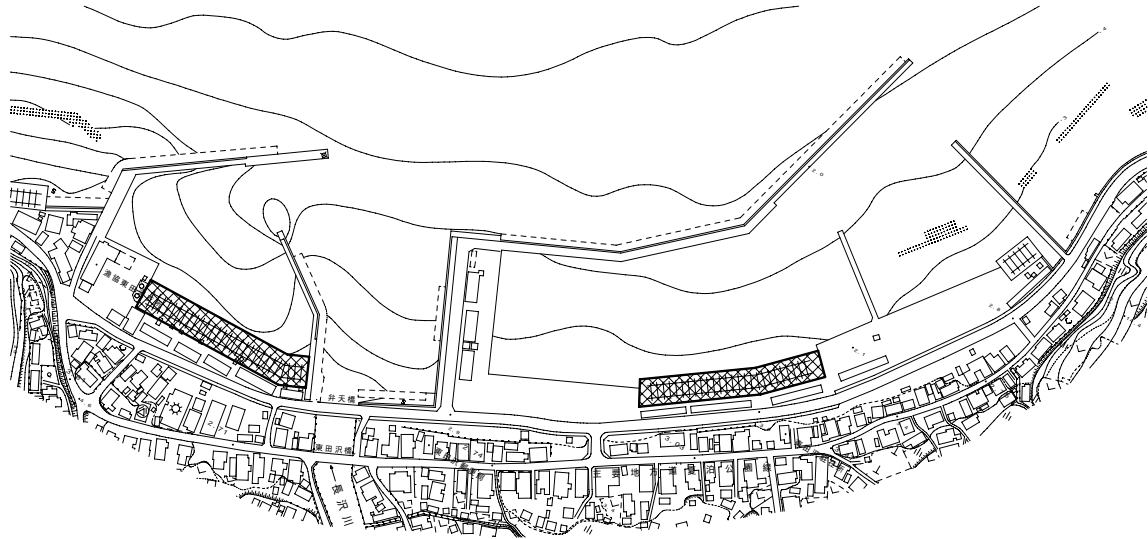
漁港の名称	指 定 施 設
東田沢漁港	船揚場のうち別図一に示す漁港施設

二 指定の適用期間

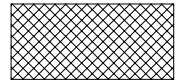
平成二十二年十一月十日から廃止の日まで

東田沢漁港 指定施設

別図一



凡例 指定施設



青森県告示第七百六十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十二年十二月九日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十二年十一月十日

青森県知事 三 村 申 吾

番 号	種 類	路 線 名	変 更 の 区 間		前 後 更 別	敷 地 の 幅 員	敷 地 の 延 長	備 考
3	県 道	稲盛千代町 山田線	つがる市木造有楽町一四の一から つがる市森田町上相野吉見六九の二まで	つがる市木造有楽町一五の一から つがる市森田町上相野榎木一の一まで	後	三六・〇〇メートルから	二、〇八五・二〇メートル	
					後	一八・七〇メートルから		
					前	三六・〇〇メートルから		
			つがる市木造有楽町一四の一から つがる市木造千代町三七の一・二まで	つがる市森田町上相野榎木一の一から つがる市森田町上相野榎木一の一まで	後	一八・七〇メートルから	一、四七二・九〇メートル	
					前	一六・三〇メートルから		
					前	一六・三〇メートルから		
			上北郡六ヶ所村大字泊字川原五三七の一から 上北郡六ヶ所村大字泊字川原五三七の一まで	東津軽郡蓬田村大字郷沢字浜田一三六の二五から 東津軽郡外ヶ浜町字蟹田高銅屋二の一七まで	後	四〇・五〇メートルから	五二・四〇メートル	
					前	一八・二〇メートルから		
					後	三五・三〇メートルから		
			東津軽郡外ヶ浜町字蟹田一六一の三七まで	東津軽郡蓬田村大字郷沢字浜田二の一から 東津軽郡外ヶ浜町字蟹田一六一の三七まで	後	二五・八〇メートルから	四、八三六・〇〇メートル	
					後	一一・七〇メートルから		
					前	二五・八〇メートルから		
東津軽郡蓬田村大字郷沢字山田一の八三から 東津軽郡蓬田村大字郷沢字山田一の三〇二まで	東津軽郡蓬田村大字郷沢字山田一の八三から 東津軽郡蓬田村大字郷沢字山田一の三〇二まで	前	二六・八〇メートルから	六一四・〇〇メートル				
		前	二六・八〇メートルから					
		前	二六・八〇メートルから					
東津軽郡蓬田村大字郷沢字山田一の三〇二まで	東津軽郡蓬田村大字郷沢字山田一の三〇二まで	前	二八・一〇メートルから	二四・〇〇メートル				
		前	二八・一〇メートルから					
		前	二八・一〇メートルから					

青森県告示第七百六十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十二年十一月九日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十二年十一月十日

青森県知事 三 村 申 吾

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
二八〇号 国道	東津軽郡蓬田村大字郷沢字山田一の三〇二から 東津軽郡外ヶ浜町字蟹田高銅屋二の一七まで	平成三二・二

青森県告示第七百六十二号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第五十六条の三第一項の規定により、平成十八年十二月二十二日付けで届出のあった水域施設等の建設について、平成二十二年九月十七日付けで次のとおり変更の届出があったので、同条第五項の規定により公

示す。

平成二十二年十一月十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 届出人の住所及び名称並びにその代表者の氏名  
東京都千代田区内幸町一丁目一之三  
東京電力株式会社  
取締役社長 清水正孝
- 二 変更しよつとする事項

区 分	変 更 前	変 更 後
施設の種 類、規模 及び構造	種類 放水口護岸 規模 延長一四五・五〇メー ル 先端高T・P・プラス 一二・一三メートル 幅八・四〇メートル	種類 放水口護岸 規模 延長一四五・五〇メー ル 先端高T・P・プラス 一二・一三メートル 幅八・四〇メートル
外郭施設	構造 ケーソン式混成堤捨石 (下部工)ケーソン(本 体工)コンクリート(上 部工)	構造 ケーソン式混成堤捨石 (下部工)ケーソン(本 体工)コンクリート(上 部工)鉄筋コンクリート 製蓋(閉塞工)

# 公 告

## 地域森林計画の案の縦覧

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第一項の規定により、東青森林計画区に係る平成二十三年四月一日から十年間の地域森林計画をたてたいので、同法第六条第一項の規定により、公告し、当該地域森林計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に、

理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成二十二年十一月十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 縦覧場所  
青森県農林水産部林政課並びに東青地域農林水産部、中南地域農林水産部、地域農林水産部、三八地域農林水産部、西北地域農林水産部、上北地域農林水産部、下北地域農林水産部
- 二 縦覧期間  
平成二十二年十一月十一日から同年十二月十日まで
- 三 縦覧時間  
午前八時三十分から午後五時十五分まで

## 地域森林計画の変更案の縦覧

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第四項の規定により、下北森林計画区に係る平成二十一年四月一日から十年間の地域森林計画を変更したいので、同法第六条第一項の規定により、公告し、当該地域森林計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成二十二年十一月十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 縦覧場所  
青森県農林水産部林政課並びに東青地域農林水産部、中南地域農林水産部、地域農林水産部、三八地域農林水産部、西北地域農林水産部、上北地域農林水産部、下北地域農林水産部
- 二 縦覧期間  
平成二十二年十一月十一日から同年十二月十日まで
- 三 縦覧時間  
午前八時三十分から午後五時十五分まで

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十二年十一月十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 物品の名称及び数量  
液状凍結防止剤供給単価契約一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
青森空港管理事務所  
青森市大字大谷字小谷一の五
- 三 契約の方法  
一般競争入札
- 四 契約の相手方を決定した日  
平成二十二年十月十二日
- 五 契約の相手方の名称及び住所  
有限会社丸山銃砲火薬店  
むつ市小川町一丁目一八の五八
- 六 契約金額  
一キロリットル 十三万二千二百五十円
- 七 契約の相手方を決定した手続  
購入物品に要求する品質及び規格等が満たされていると判断された品質規格仕様書を提出し、かつ、物品の購入に係る予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて有効な入札を行った者を契約の相手方としたものである。
- 八 入札の公告を行った日  
平成二十二年八月二十日

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令

第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十二年十一月十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 物品の名称及び数量  
粒状凍結防止剤供給単価契約一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
青森空港管理事務所  
青森市大字大谷字小谷一の五
- 三 契約の方法  
一般競争入札
- 四 契約の相手方を決定した日  
平成二十二年十月十二日
- 五 契約の相手方の名称及び住所  
有限会社丸山銃砲火薬店  
むつ市小川町一丁目一八の五八
- 六 契約金額  
一トン 十三万七千五百五十円
- 七 契約の相手方を決定した手続  
購入物品に要求する品質及び規格等が満たされていると判断された品質規格仕様書を提出し、かつ、物品の購入に係る予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて有効な入札を行った者を契約の相手方としたものである。
- 八 入札の公告を行った日  
平成二十二年八月二十日

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十二年十一月十日



青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 マル庄丸市組有限公司
- 二 代表者の氏名 蒔苗 正一
- 三 主たる営業所の所在地 青森市浪岡大字五本松字平野八七の八
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 一七)第一五二二二号
- 五 取消年月日 平成二十二年十月二十一日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
建築工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
平成二十二年六月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一号  
青 森 県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町一丁目番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭